

関東農政局生産経営流通部長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
農業生産支援課長

高濃度の放射性セシウムを含む稲わらの取扱いについて

原発事故後にはほ場等の屋外に放置されていた稲わら（以下「稲わら」という。）については、高濃度の放射性セシウムを含む可能性があることから、その利用・販売等を控え、適切に保管するよう指導いただいているところですが、保管中の稲わらについては、適切に管理して、畜産農家等の被ばくを可能な限り低減することが重要です。

このため、原子力安全委員会と協議の上で、保管に当たって畜産農家等が被ばくを減らすために必要な取組や留意点等を下記のとおりとりまとめました。

については、貴職から貴職管内各都県に対して、①稲わらを保管する全ての畜産農家、流通業者等に個別に留意点を徹底するよう指導するほか、②稲わらの保管場所の周辺の放射線量について測定・確認するよう依頼願います。

記

1 作業者の被ばく線量を低減するための取組

稲わらを、畜産農家、流通業者等が保管するに当たっては、被ばく線量を可能な限り低減するため、以下のような取組を行うこと。

- (1) 稲わらは生活や作業する場所からできるだけ離れた所に保管し、稲わらにできるだけ近づかないようにすること（必要に応じて表示等を行う）
- (2) 粉じんが飛散しないよう、稲わらをシート等で覆うこと
- (3) やむを得ず稲わらに近づく又は稲わらを扱う作業を行う必要がある場合は、
 - ① マスク、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用すること
 - ② 農作業後に手足・顔等の露出部分の洗浄を励行すること
 - ③ 作業後、屋内に入る際には、服を着替えるなど、ちり、ほこりを持ち込まないようにすること
- (4) 稲わらを扱う作業を行う場合には、効率的に作業を進めること等により作業時間をできるだけ短くするとともに、作業者は線量計を装着する等により作業に伴い受ける放射線量を記録すること

2 稲わらの保管場所の線量調査

県は、稲わらの保管場所周辺の、通常の作業や生活を行う場所での放射線量を測定し、地域の放射線量の水準と比べて著しく高い線量となっていないかを確認すること。また、各保管場所の線量調査結果について、地方農政局等を通じて農林水産省に報告すること。

3 線量計の確保

県の線量調査や作業者の線量管理に必要な線量計の確保が困難な場合には、国の機関からの貸与などについて、必要に応じて国に相談すること。

4 比較的低濃度の稲わらの処理

放射性物質濃度が比較的低い稲わらの中には、市町村によっては一般廃棄物として受け入れ、適切に処分することが可能なものがある。このため、各市町村に対し、保管している稲わらの濃度や量等の情報を提供し、市町村が受け入れ可能な場合にあっては、その旨を、県又は市町村から畜産農家等に周知し、稲わらの処理をできるだけ進めること。